

○地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について

昭和49年11月30日  
税第187号  
総務部長

標記のことについて、自治省税務局長から別紙のとおり通知があつたので、その運用にあたっては慎重を期し、遺憾のないようにされたい。

(ワープロ表示)

自治府第159号

昭和49年11月19日

各都道府県知事 殿

自治省税務局長

地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について(通知)

標記については、地方公務員法及び地方税法に定められているところであるが、今後は下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられるので、その運用にあたって慎重を期し、遺憾のないようにされたい。

なお、管下市町村に対しても、この旨示達のうへ、その趣旨の徹底が図られるよう十分に指導されたい。

記

1 地方公務員法第34条第1項の「秘密」とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうものであり、地方税法第22条の「秘密」とは、これらのもののうち、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものをいうものであること。したがって、一般に、収入額又は所得額、税額等は、地方公務員法第34条第1項及び地方税法第22条の「秘密」のいずれにも該当し、滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものでないが、地方税法第22条の「秘密」には該当しないが、地方公務員法第34条第1項の「秘密」に該当するものであること。

2 したがって、滞納者名及び滞納税額の一覧であつても、納税者等の利益を保護し、行政の円滑な運営を確保するため、一般に公表すべきでないことは勿論であるが、議会の審議の場合においてその開示を求められた場合においても、原則として開示すべきではないものであり、議会から地方自治法第100条等の規定に基づきその開示を求められた場合においては、議会の審議における必要性和納税者等の利益の保護、行政の円滑な運営確保の必要性等を総合的に勘案した結果その要請に応ずべきものと判断したときを除き、開示すべきでないものであること。

なお、開示する場合であつても、議会に対し秘密会で審議することを要請する等適切な配慮をすること。